

1-10 「避難口」及び「非常用進入口（消防隊進入口）」に設置する電気錠の指導基準について

稲沢市火災予防条例第40条に定める「避難口」及び建基令第126条の6に定める「非常用進入口（以下「消防隊進入口」という。）」及び規則第5条の2に定める「避難上又は消防活動上有効な開口部」に電気錠を設置する場合の指導については次のとおりとする。

1 電気錠の種類

施錠の方法により、次のように分類する。

- (1) 通電時施錠型
通電時は施錠し、非通電時は解錠されるもの
- (2) 通電時解錠型
通電時は解錠し、非通電時は施錠されるもの
- (3) 瞬時通電施錠型
瞬時通電により施錠できるもの
- (4) 瞬時通電解錠型
瞬時通電により解錠できるもの

2 非常時における電気錠の解錠方法

電気錠を非常時に解錠する方法により、次のように分類する。

- (1) 防災センター、守衛室等に設置した遠隔操作装置により解錠するもの（以下「遠隔解錠」という。）
- (2) 自動火災報知設備の火災感知と連動し、解錠するもの（以下「連動解錠」という。）
- (3) 扉の直近の見やすい位置に、非常時手動で解錠できる装置により解錠するもの（以下「非常解錠装置」という。）

3 設置基準

「避難口」又は「消防隊進入口」に電気錠を設置する場合は、次表によること。

設置場所	電気錠の種類	遠隔解錠	連動解錠	非常解錠装置	非常電源
避難口	通電時施錠型	○	○	○ 屋内側	
	通電時施錠型以外	○	○	○ 屋内側	○
消防隊進入口	通電時施錠型	○	○	○ 屋外側	
	通電時施錠型以外	○	○	○ 屋外側	○

備考1 表中の○印は、設置を要する範囲を示す。

備考2 ホテルの客室等に用いる電気錠の種類は、通電時施錠型とすること。

備考3 自動火災報知設備が設置されていない防火対象物については、連動解錠の設置を要しないものとする。

備考4 非常解錠装置は、防犯上その他やむを得ない事由がある場合は、設置を要しないものとする。

また、認知症高齢者等を収容する老人福祉施設等又は精神病院等において、防火管理が適正に行われ、常時人のいる場所から遠隔操作により施解錠が管理されるもののうち、認知症高齢者等又は精神障害者等の重症患者を収容する病棟又は病室が存する階についても、設置を要しないものとする。

備考5 電気錠に附置する非常電源は、自動火災報知設備に準ずるものとする。